



佐賀労働局発表  
令和2年6月17日（水）

【照会先】佐賀労働局職業安定部  
職業安定課長 山口 康 旗  
職業指導官 富 永 明  
0952-32-7216

佐賀県産業労働部  
産業人材課長 鷺 崎 和 徳  
産業人材課参事 池 田 勝  
0952-25-7100（直通）  
E-mail: sangyoujinzai@pref.saga.lg.jp

**『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた  
佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』に基づく  
令和2年度事業計画について**

平成29年3月17日付けで佐賀県と佐賀労働局が締結した『佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定』（以下「連携協定」という。）に基づき、令和2年度の事業計画を策定しました。

今年度についても当事業計画に基づき、地域住民に対する一層のサービス向上を図ってまいります。

**（1）連携協定の趣旨**

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（以下、「労働施策総合推進法」という。）第31条に基づく雇用対策協定として、国と県がそれぞれの強みを発揮し、住民サービスの更なる強化を図るため、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指して、就職支援、人材確保、働き方改革の3つの柱で包括的な連携・協力事業に取り組みます。

**（2）令和2年度事業計画等**

令和2年度事業計画及び連携協定書は、別添のとおり。（佐賀県及び佐賀労働局のホームページにも掲載しております。）

※労働施策総合推進法（抄）

（国と地方公共団体との連携）

第三十一条 国及び地方公共団体は、国の行う職業指導及び職業紹介の事業等と地方公共団体の講ずる雇用に関する施策について、相互の連携協力の確保に関する協定の締結、同一の施設における一体的な実施その他の措置を講ずることにより、密接な関連の下に円滑かつ効果的に実施されるように相互に連絡し、及び協力するものとする。

## 佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた

### 佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定書

#### (目的)

第1条 この協定は、佐賀県及び厚生労働省佐賀労働局（以下「佐賀労働局」という。）が、佐賀を支える「ひと」を創り、「ひと」と「しごと」の好循環を生み出すことを目指し、それぞれの強みを生かしながら、相互に連携・協力して、「ひと」と地域産業とのマッチング促進や育成・定着に向けた雇用対策、及び県内の魅力ある職場づくりや、女性、若者、高齢者、障害者等あらゆる人材の多様な働き方を推進するための施策を総合的、効果的かつ一体的に実施することを目的として締結する。

#### (取組事項等)

第2条 佐賀県及び佐賀労働局は、前条の目的を達成するため、定期的に雇用対策連絡調整会議を開催し、雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有を図るとともに、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年定めるものとする。

#### (要請等)

第3条 佐賀県知事及び佐賀労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため、必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 県知事及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

#### (人事交流等)

第4条 佐賀県及び佐賀労働局は、第1条の目的を達成するため、必要な範囲で、相互の人事交流及び職員研修を行うものとする。

#### (秘密保持)

第5条 この協定に基づく取組において、佐賀県及び佐賀労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持するものとする。ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

(その他)

第6条 この協定に定めのない事項について定める必要が生じたとき、この協定に定める事項を変更しようとするとき、又はこの協定に定める事項について疑義等が生じたときは、佐賀県及び佐賀労働局が協議して定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

附 則

- 1 この協定は、平成29年4月1日から効力を生じる。
- 2 平成24年8月30日付け「ハローワーク佐賀におけるハローワーク特区の実施に関する協定書」は、廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、佐賀県知事及び佐賀労働局長が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年3月17日

佐賀県知事

山口 祥義

---

厚生労働省佐賀労働局長

松森 靖

---

佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた  
佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定  
令和2年度事業計画

佐賀県（以下「県」という。）と佐賀労働局（以下「労働局」という。）は、平成29年3月17日に締結した「佐賀を支える「ひと」と「しごと」の好循環に向けた佐賀県と佐賀労働局との包括的連携協定」（以下「協定」という）に基づき、令和2年度に実施する事業について、次のとおり事業計画を定める。

## 第1 現状と課題

近年の県内の雇用情勢を見てみると、有効求人倍率については、平成27年12月に1倍を超えて以降、その後は平成30年7月の1.34倍をピークに高い水準で推移していたが、直近の令和2年3月では求人が求職を上回ってはいるものの、求人の減少が続いており、改善に弱さがみられる状況にある。

また、景気についても、諸外国との関係の悪化や新型コロナウイルス感染症の影響等により、個人消費・輸出・生産を中心に弱い動きとなり、経済活動が抑制され厳しい状況であり、雇用情勢は改善にも弱まりが見え始めているため、より注視していく必要がある。

このような状況の中、これまでも県及び労働局が連携して各種施策を講じてきたところであるが、令和2年度においては、協定に基づき、県内情勢を踏まえた課題解決に向け、双方がさらなる共通理解を深め、下記の取組等を総合的、効果的かつ一体的に推進する。

## 第2 連携・協力して推進する取組等

### I 多様な人材への就職支援

#### 1 若者に対する就職支援

新卒者・既卒者の就職支援を強化するとともに、フリーター等に対する正規雇用の実現及び職場定着に向けた支援等を推進することにより、将来を担う若者が安心・納得して働き、その意欲や能力を十分に発揮できるよう各種支援を実施する。

##### (1) 新規学卒者等の県内就職支援

新規学卒者等の就職については、将来を大きく左右する重要なものであることから、学校をはじめとした関係機関とも連携の上、新規学卒者等を対象とする求人確保をはじめとした就職支援を実施する。

**【連携して実施する取組】**

- ア 企業説明会・面接会等の県内における効果的な開催に向けた連携・調整  
(開催時期、地域、内容(対象や規模等)に係る開催計画の調整)
- イ 県と労働局の連名による経済四団体に対する新規高卒求人への早期提出要請
- ウ 高校生等を対象とした県内合同企業説明会の開催及び校内企業説明会の開催支援
- エ 新規高卒者就職面接会の開催・・・必要な場合

**【県が実施する取組】**

- ア 関係課一体となった高校生の県内就職促進に向けた「プロジェクト65」の推進  
《指 標》 県内高校生の県内就職率：65%
- イ 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進
  - ・専修学校に対する県内就職支援
  - ・企業の採用力向上支援
  - ・「さが就活ナビ」による県内企業紹介
  - ・インターンシップの推進

**【国が実施する取組】**

- ア 佐賀新卒者等人材確保推進本部会議の開催
- イ 未就職卒業生に対する個別支援
- ウ 若年者地域連携事業による合同企業説明会・就職面接会の開催

(2) 「ユメタネ」におけるきめ細かな就職支援

ユメタネ(ヤングハローワークSAGA、ジョブカフェSAGA及びさが若者サポートステーションの3施設総称の愛称)において、若者への個々の状況に応じた就職準備から職場定着までの総合的な就職支援を実施するとともに、県内企業を支える人材の確保・定着を支援する。

**【連携して実施する取組】**

- ア ジョブカフェSAGAとヤングハローワークSAGAにおける、「ユメタネの一体的運営等に係る個人情報保護に関する協定書」(平成26年11月締結)に基づく、ユメタネ登録から就職までのワンストップ支援  
《指 標》 正社員就職者数：1,591人
- イ 就職応援セミナーの実施
- ウ 就職困難者等に対するチームによる支援
- エ 学校等に対する巡回相談、中退者や就職未内定生徒・学生への個別支援
- オ 職場定着支援

**【県が実施する取組】**

ジョブカフェ SAGA を佐賀市内に設置・運営するとともに、唐津・武雄・鳥栖エリアにおいても、各ハローワーク内にてサテライトを週 1 回開設し、概ね 45 歳未満の若年者就職支援を行う。

**【国が実施する取組】**

ア ハローワークで受理した求人情報の提供

イ 求職者担当者制によるきめ細やかな職業相談、職業紹介、職業訓練のあっせん

(3) 若者や正社員を希望する非正規雇用労働者の正社員転換へ向けた支援

若者や非正規労働者が正社員として働きたいという希望を実現し、その能力を十分に発揮できるよう「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」に基づく正社員転換等に向けた各種取組を実施する。

**【国が実施する取組】**

ア 「佐賀県正社員転換・待遇改善実現プラン」の実施

イ ハローワークによる正社員就職の促進

ウ 「キャリアアップ助成金」、「トライアル雇用助成金」を活用した正社員への就職促進

エ ユースエール認定企業と若者とのマッチング促進

2 就職氷河期世代への支援

(1) 就職氷河期世代活躍支援プランの実施

就職氷河期世代の抱える固有の課題（希望する職業とのギャップ、実社会での経験不足等）や今後の人材ニーズを踏まえつつ、個々人の状況に応じた支援により、同世代の活躍の場を更に広げられるよう、地域ごとに対象者を把握した上で、具体的な数値目標を立てて 3 年間で集中的に取り組む。

**【連携して実施する取組】**

ア 就職氷河期世代等の支援に社会全体で取り組む気運を醸成し、支援の実効性を高めるための関係者で構成するプラットフォームの運営

イ 就職氷河期世代における支援対象者の把握

ウ 都道府県ごとの K P I の設定及び事業実施計画の策定

エ 気運醸成及び行政支援策の周知

オ 各市町村 P F の事務局を所管する部局との連絡調整及び市町村 P F との情報共有と広域的課題の把握

カ ユメタネにおけるワンストップの職業支援

**【県が実施する取組】**

ア 就職氷河期世代の自立支援のための技能修得期間における生活福祉資金貸付

の推進

働きながら国家資格等の取得のための長期の訓練に参加する場合の収入減少に対する支援として、生活福祉資金貸付制度へ新たなメニューを追加（令和2年度～）

**【国が実施する取組】**

- ア ハローワークにおける専門窓口の設置、専門担当者のチーム制による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援
- イ 短期間で取得でき安定就労に有効な資格等の取得支援
- ウ 就職氷河期世代の失業者等を正社員で雇い入れた企業への助成金の支給

**3 子育て世代に対する就職支援**

子育て世代の在職中の就労継続や転職・就職を希望しながら仕事と子育て等との両立への不安などの理由により求職活動を行っていない女性等の就職活動を後押しするため、状況に応じた各種支援を実施する。

**(1) ライフ・ステージに対応した就職支援の実施**

育児休業給付の利用促進や就職する際に必要なマナー講習、仕事と育児等との両立のためのセミナー、保育関連情報の説明会の開催などの支援を行う。

**【連携して実施する取組】**

就業希望者の掘り起こしと継続支援（子育て世代就活フェスタ参加者へのマザーズコーナー紹介等）

**【県が実施する取組】**

子育てをしながら就職を希望する女性への支援  
（佐賀県子育て世代就活サポート事業による「子育て世代就活フェスタ」の開催）  
くろみん取得企業等を就活フェスタで周知（求人におけるインセンティブ）

**【国が実施する取組】**

- ア 育児休業給付の活用による就労継続に向けた支援
- イ マザーズコーナー等における就職希望者のニーズを踏まえた求人の確保及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん
- ウ トライアル雇用助成金の活用による常用就職に向けた支援
- エ 託児付き就職応援セミナー（マザーズセミナー）の実施
- オ 子育てを応援する関係機関との連携による保育関連情報の収集・提供
- カ 保育行政との連携による地域の保育サービスに係る説明会の実施
- キ 子育て世代就活フェスタへのハローワーク職員派遣などの協力・援助
- ク 教育訓練給付等を活用したりカレント教育など学び直しの支援

#### 4 高齢者に対する就労支援

少子高齢化の進行で、人口構造が大きく変化する中、高齢者が健康で、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる生涯現役社会の実現に向け、企業における高齢者の雇用の促進や高齢者の再就職の促進、その他ニーズに応じた多様な働き方への支援に取り組む。

##### (1) 高齢者の雇用安定の確保、再就職促進

高齢者が年齢にかかわらず、それぞれの意思と能力に応じ、仕事、ボランティア活動等、活躍し続けることができる社会の実現のための取組を推進する。

###### 【県が実施する取組】

九州・山口 70 歳現役社会推進協議会（九州・山口が一体となって豊かな長寿社会のモデルとなる「70 歳現役社会」の実現に向けた協議の場）における取組の推進

###### 【国が実施する取組】

- ア 生涯現役支援窓口等における就職希望者のニーズを踏まえた求人の確保及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん
- イ「生涯現役社会」実現のための 65 歳以上への定年の引き上げや 66 歳以上への継続雇用延長に向けた周知・啓発
- ウ 「特定求職者雇用開発助成金（生涯現役コース）」、「中途採用等支援助成金（生涯現役起業支援コース）」、「65 歳超雇用推進助成金」を活用した高齢者の雇用促進
- エ 佐賀所の生涯現役支援窓口に配置される就労・生活支援アドバイザーが職場見学等の企画調整を行い、生涯現役支援窓口を中心に職場見学等を実施し就職支援

##### (2) シルバー人材センターの活用促進

高齢者の多様な働き方を支援するため、シルバー人材センターの育成・援助を図り、シルバー人材センター事業を推進する。

###### 【連携して実施する取組】

佐賀県シルバー人材センター連合会事業補助金によるシルバー人材センター事業への支援

###### 【国が実施する取組】

高齢者活躍人材確保育成事業（委託事業）によるシルバー人材センターの新規会員及びシルバー人材センターを活用する企業の増加へ向けた取組の支援

- ・シルバー人材センターの積極的な周知広報
- ・就業体験の実施
- ・技能講習の実施

### (3) 高年齢者と県内企業とのマッチング支援

経験豊かな高年齢者を活用した県内企業の人材確保を行うため、高年齢者と企業とのマッチング事業を推進する。

#### 【県が実施する取組】

- ア 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つ高年齢者と県内企業とのマッチング支援（就職情報サイト「さがUターンナビ」でのマッチングを含む）
- イ 高年齢者を対象とした合同企業説明会の開催

#### 【国が実施する取組】

生涯現役支援窓口等における高年齢者の再就職に向けた支援（再掲）

## 5 障害者等に対する就労支援

障害者雇用が着実に進展する中であって、引き続き障害者の雇用促進を図るため、事業主の障害者雇用に対する理解を促進するとともに、障害者や難病患者それぞれの障害特性に応じたきめ細やかな就労支援、採用後の職場定着支援に取り組む。

### (1) 障害者の雇用促進に係る連携・協力

障害者の雇用の更なる促進を図るため県と労働局が連携・協力し、障害者就職面接会をはじめ障害者の就労支援のための取り組みを実施する。

#### 【連携して実施する取組】

- ア 県と労働局の連名による経済四団体に対する障害者雇用促進要請
- イ 障害者就職面接会の開催
- ウ 障害者雇用に関する情報共有による県と労働局又はハローワークとが連携した効果的・効率的な事業所訪問等の実施
- エ 2021（平成33年）3月までに法定雇用率が、2.2%から更に0.1%引き上げとなることを踏まえた周知・啓発及び雇用の促進

#### 【県が実施する取組】

- ア 職場への就職が困難な障害者及び就業経験のない障害者に対し、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活の支援を行う。
- イ 障害者の態様に応じた委託訓練を実施し、障害者の就労促進をサポートする。
- ウ 就労意欲があっても様々な要因で就労に至っていない障害者や難病患者、刑務所出所者、DV被害者等に対し、就労を支援する。
- エ 障害者の自立を支援するため、福祉事業所へビジネススキルアップ支援、受発注紹介等を通じ、授産事業の収益性の向上を図る。

#### 【国が実施する取組】

- ア ハローワークにおける求職者担当者制による支援、専門支援機関への誘導、就

職後のフォロー等

- イ 精神障害者雇用トータルサポーターによる求職者支援、事業主支援
- ウ 障害者を一人も雇用していない企業や新たに雇用義務が生じた障害者雇用に係るノウハウを有さない企業等を重点とした雇用率達成指導の実施
- エ 特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)、トライアル雇用助成金(障害者トライアルコース)、障害者雇用安定助成金を活用した就職促進及び雇用環境整備
- オ 企業で働く一般労働者を対象とした精神・発達障害に関する理解促進のための「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座(出前講座含む)」の実施

## (2) 関係機関とも連携したチーム支援の実施

就労移行支援事業所等の就労系障害福祉サービス事業所の利用者のうち総合的な支援が必要な求職者等に対し、ハローワークが中心となり県及びその他の関係機関との連携によるチーム支援を実施し、就職の準備段階から職場定着までの一連の支援を行う。

### 【連携して実施する取組】

- ア 就労系障害福祉サービス事業所利用者の一般就労への移行支援
- イ ハローワークを中心としたチーム支援等による就労支援
  - 《指 標》 ハローワークにおける障害者の就職件数：前年度実績以上
  - うち福祉施設から一般企業への就職件数：159件

### 【県が実施する取組】

ハローワークインターネットサービスなどによる求人・求職情報を基に県の就労支援スタッフが国や県等の就労支援メニューを活用しながら、企業、福祉事業所、医療機関等を訪問し、障害者の自立支援を図る。

## (3) 難病患者への就労支援

ハローワークに難病患者就職サポーターを配置し、難病相談支援センター等との連携を図り、難病患者への専門的な相談支援を実施する。

### 【県が実施する取組】

- ア 難病患者に対する就労相談支援
- イ 佐賀県難病患者就労支援事業所等登録制度の実施  
(支援事業所開拓、出前講座の実施)
- ウ 就労継続支援のため各事業所訪問及びケース検討会の開催

### 【国が実施する取組】

- ア ハローワークにおける求職者担当制による支援、専門支援機関への誘導、就職後のフォロー等

- イ 難病患者雇入れ事業主への助言・指導、求人開拓等
- ウ 難病相談支援センターへの出張相談
- エ 特定求職者雇用開発助成金（発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース）を活用した就職促進

## 6 生活困窮者等に対する就労支援

生活保護受給者や児童扶養手当受給者及び「生活困窮者自立支援法」の支援対象者となる生活困窮者の就労による自立を促進するため、福祉関係機関と連携し就労支援に積極的に取り組む。

### (1) 福祉事務所等と連携したチーム支援等の実施

福祉事務所等とハローワークによる支援チームにおいて、個々の支援対象者の状況に応じた支援プランを策定の上、きめ細かな就労支援を実施する。

#### 【連携して実施する取組】

福祉事務所等とハローワークによるチーム支援

#### 【県が実施する取組】

- ア 生活保護受給者や生活困窮者に対する就労支援
- イ 児童扶養手当の現況届提出時における、未就労者を対象とした自立・就労支援のための調査の実施及び就労のためのプログラム策定等を通じた支援の実施

#### 【国が実施する取組】

- ア 市役所の庁舎内や隣接地に窓口を設け、国が行う無料職業紹介サービスと自治体が行う福祉サービスを一体的に展開（佐賀市、唐津市、鳥栖市）
- イ ハローワークが住居から遠方にある支援対象者等に対する福祉事務所等への巡回相談、就職後のフォローアップの実施
- ウ 児童扶養手当の現況届提出時に地方公共団体にハローワークの臨時相談窓口の設置等を行う「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」の実施
- エ 特定求職者雇用開発助成金（特定就職困難者コース、生活保護受給者等雇用開発コース）を活用した就職支援

## 7 長期療養者等に対する支援

がん、肝疾患により、長期にわたる治療等のために職業生活上の困難を抱えている者に対し、佐賀県及び関係医療機関等と連携した効果的な就職支援を実施する。

### (1) 長期療養者等に対する就労支援の推進

がん患者をはじめとする長期療養者等の就労支援を効果的かつ効率的に推進する。

#### 【連携して実施する取組】

- ア 佐賀県長期療養者等の就労関係連絡協議会の開催（情報交換や協議の実施）
- イ 研修会の開催等による就労支援に向けた相談の質の向上

**【国が実施する取組】**

- ア 県内のがん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院と連携した、個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談、職業紹介、就職後の職場定着支援（定期的な巡回相談）
- イ がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導
- ウ 長期療養者等に関する雇用管理の事例等を内容とする事業主向けセミナーの実施

(2) 長期にわたる治療等が必要な疾病をもつ求職者に対する就職支援

働く世代ががんになっても、働きながら治療を受けられる環境の整備を図るとともに、県やがん診療連携拠点病院における相談支援の充実を図る。

**【県が実施する取組】**

- ア がん相談支援センターにおける相談支援の推進
- イ がん検診受診率向上サポーター企業の登録の推進
- ウ がん相談支援センターと統括相談支援センターとの連携による県相談支援体制の充実
- エ 企業への「治療と職業生活の両立支援」についての普及・啓発

**【国が実施する取組】**（再掲Ⅰの7(1)）

- ア 県内のがん診療連携拠点病院及び地域がん診療連携拠点病院と連携した、個々のがん患者等の希望や治療状況等を踏まえた職業相談・職業紹介、就職後の職場定着支援（定期的な巡回相談）（再掲）
- イ がん患者等の希望する労働条件に応じた求人の開拓、求人条件の緩和指導（再掲）
- ウ 長期療養者等に関する雇用管理の事例等を内容とする事業主向けセミナーの実施（再掲）

8 外国人材に対する就労支援

近年の外国人労働者の増加に加え、平成31年4月より新たな在留資格「特定技能」が創設されたことを踏まえ、外国人材が安心して就労できるよう各種支援を実施する。

(1) グローバル人材の県内就職の促進

県内企業のグローバル化を図るため、グローバル人材と企業との出会いの場の創設などを行う。

**【県が実施する取組】**

ア 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つグローバル人材と県内企業とのマッチング支援

イ 九州グローバル人材活用推進協議会にて運営する、九州で学ぶ留学生と企業とのマッチングサイト「Work in Kyushu」の利用促進

**【国が実施する取組】**

ア ハローワークに就職支援コーディネーターを配置し、外国人がその有する能力を有効に発揮できるよう関係機関と連携し、支援を行う。

イ 多言語コンタクトセンターを活用した多言語電話通訳による就職相談、職業紹介

9 刑務所出所者に対する就労支援

就労によって出所後の社会復帰をスムーズに進めることを目的とし、刑務所入所中の対象者に支援を実施する。

(1) 佐賀少年刑務所と連携した支援

施設職員と連携し矯正施設内において実施される他の就労支援との一体的支援を実施。

**【連携して実施する取組】**

県が策定する「佐賀県再犯防止推進計画」に基づき、矯正施設出所者の支援を県と労働局連携の下推進

**【国が実施する取組】**

佐賀少年刑務所にハローワーク相談員（就職支援ナビゲーター）を配置し、施設職員と連携することで矯正施設内において実施される他の就労支援との一体的支援を実施するほか、刑務所出所者に対する就労支援に関する先進的な取組みを実施する。

II 佐賀を支える産業の人材確保・育成

1 学生の県内定着及び人材の還流促進

将来を担う若者の県内企業への就職を促進するため、県内企業の認知度向上や新卒者・既卒者の県内企業への就職支援を強化するとともに、製造業や事務系企業の企業誘致等も積極的に進めながら、正社員を中心とした働く場所の確保を行う。

また、本県経済の活性化を図るため、人材還流促進の取組の一つとして、県外在住者のU J Iターン就職を推進する。

(1) 新規学卒者等の県内就職の促進

新規学卒者等については我が国及び佐賀県の将来を担う基盤となる人材であるこ

とから、学校をはじめとした関係機関とも連携の上、新規学卒者等の県内就職の促進の取組を積極的に実施する。

**【連携して実施する取組】**

- ア 企業説明会・面接会等の県内における効果的な開催に向けた連携・調整（開催時期、地域、内容（対象や規模等）に係る開催計画の調整）（再掲）
- イ 高校生等を対象とした県内合同企業説明会の開催及び校内企業説明会の開催支援（再掲）

**【県が実施する取組】（再掲Ⅰの1（1））**

- ア 関係課一体となった高校生の県内就職促進に向けた「プロジェクト65」の推進（再掲）
  - 《指 標》 県内高校生の県内就職率：65%
- イ 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進（再掲）
  - ・専修学校に対する県内就職支援
  - ・企業の採用力向上支援
  - ・「さが就活ナビ」による県内企業紹介
  - ・インターンシップの推進

**【国が実施する取組】**

若年者地域連携事業による合同企業説明会・就職面接会の開催（再掲）

(2) 県内への人材還流促進

県内企業への就職を希望する県外在住者のU J Iターンを促進し、本県の経済の活性化を図るため、地域の魅力や県内企業の情報発信や人材と企業とのマッチングなどを関係機関と連携して実施する。

**【連携して実施する取組】**

若年者地域連携事業によるU J Iターン希望者を対象とした合同企業説明会・就職面接会の開催

**【県が実施する取組】**

- ア 産業人材確保プロジェクトの拡充と推進
  - ・Uターン奨励金の支給
  - ・企業の採用力向上支援
  - ・「さが就活ナビ」による県内企業紹介
  - ・県外での合同企業説明会開催
  - ・インターンシップの推進 等
- イ 職員による近県大学への訪問を通じたUターン就職の案内（月1回程度）
- ウ 佐賀県のしごと相談室による、知識や技術を持つU J Iターン人材と県内企業とのマッチング支援（就職情報サイト「さがUターンナビ」でのマッチングを含む）

む)

エ 県外在住学生や社会人等とのネットワーク構築によるU J I ターン情報等の発信

オ ジョブカフェ SAGA によるU J I ターンを希望する県外在住学生や社会人等と県内企業とのマッチング支援

**【国が実施する取組】**

ア 県外において県が企業説明会・面接会等を開催する場合の会場貸与、広報資料配架等に関する他県労働局との連携・調整

(3) 企業誘致による雇用創出及び誘致企業の人材確保等

県内企業の育成や企業誘致等により、正社員としての雇用の場を増やすとともに、それら企業に必要な人材を確保する。

**【連携して実施する取組】**

立地企業の希望等を踏まえた人材確保に向けた説明会・面接会等の実施

**【県が実施する取組】**

ア 雇用創出のため、佐賀県に強みや素地のある分野、今後の成長が見込める分野、経済波及効果の高い分野等の企業誘致

イ 立地企業周知のため、企業の業務内容や雇用条件の情報を提供

**【国が実施する取組】**

県が行う立地検討説明に資する求職者動向等のデータ提供

2 ものづくり・IT・起業家人材の育成

製造業や情報通信業は県内経済を牽引する重要な産業となっているが、工業高校等を卒業した生徒の多くが県外に就職するなど、人材の確保が容易ではないことから、ものづくり・IT産業の将来を担う優れた技能・技術をもった人材の育成に取り組む。

(1) 公共職業訓練（施設内訓練）の実施

ものづくり分野で即戦力となる若年技能者を育成するため、県内産業界のニーズに即したカリキュラム編成による職業訓練を実施する。

**【県が実施する取組】**

産業技術学院における若年技能者を育成する施設内訓練の実施

「建築技術・設計科（2年）」 「機械技術科（2年）」

「自動車工学科（2年）」 「電気システム科（2年）」

「木工芸デザイン科（2年）」

※令和2年度入校予定者については、入校年齢の上限をこれまでの29歳から34歳まで引き上げる。（初期の募集で定員を充足しない学科に限り、追加募集時に適用。）

**【国が実施する取組】**

佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）における、離職者の技能習得のための施設内訓練の実施

「CAD/NC オペレーション科（6 か月）」

「住環境 CAD 科（6 か月）」「溶接技術科（6 か月）」

「ものづくりベーシック科（4 か月）」「電気設備施工科（6 か月）」

「電気保全サービス科（若年者コース）（6 か月）」「機械ものづくり科（若年者コース）（6 か月）」

(2) ものづくり産業で働く人を増やす

県内ものづくり企業の人手不足解消のため、認知度向上、イメージアップに取り組む。

**【県が実施する取組】**

ものづくり体験イベント「SAGA ものすごフェスタ」の開催等によって、ものづくり現場の魅力を発信

(3) IT・クリエイティブ人材の創出

IT・クリエイティブ産業における若者や女性に対する多様で魅力的な就業機会を創出するため、関係機関と連携した取組を行う。

**【県が実施する取組】**

ア 「やわらかBiz 創出事業」により、独創的で成長性ある新たなビジネスの事業化実証を実施

イ 「プログラミング人材拡大推進事業」により地域内の IT 人材育成を目的としてプログラミング等の講座を実施

(4) 起業家人材の創出

民間の施設や組織等と連携しつつ、起業家層の発掘、サポート体制の強化に取り組む。

**【県が実施する取組】**

さがラボ構想推進事業における起業家育成セミナーの開催や外部メンターによるビジネスサポートを実施。

(5) AI・IoT等の実務者の育成

関係機関と連携し、県内産業へのAI・IoT等の実装をけん引する企業内人材の活用・育成を図る。

**【県が実施する取組】**

ア 「AI・IoT等活用推進事業」により、企業経営者等に対するセミナーや実務者に対する研修等を実施

イ 「プログラミング人材拡大推進事業」により地域内のIT人材育成を目的としてプログラミング等の講座を実施（再掲）

**【国が実施する取組】**

佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）の生産性向上人材育成支援センターにおいて、中小企業や製造現場で働く方を対象にITの活用や情報セキュリティ等のIT理解・活用力を習得するためのセミナー（IT活用力セミナー）を実施

**3 職業能力開発の促進**

人々が能力を高め、その能力を存分に発揮できる全員参加の社会と人材の最適配置の同時実現や、労働生産性の維持・向上に資する人材の継続的な育成に向け、産業界や地域のニーズを踏まえた公的職業訓練の実施や訓練受講生等の再就職の促進に取り組む。

**(1) 地域ニーズを踏まえた計画的な職業訓練機会の確保及び誘導**

地域の人材ニーズを的確に把握し、関係機関と連携のうえ、公的職業訓練（公共職業訓練及び求職者支援訓練）による職業能力開発の機会を確保するとともに、訓練を必要とする者を的確に誘導する。

**【連携して実施する取組】**

ア 佐賀県地域訓練協議会（労使、教育訓練機関、地方自治体等で構成）の開催

- ・ 県における公的職業訓練実施計画策定等に係る協議

イ 関係機関と連携した公的職業訓練の実施

- ・ 公的職業訓練関係業務連絡調整会議の開催等による意見交換
- ・ 県の公的職業訓練の総合的な計画の策定
- ・ 地域のニーズや産業政策を踏まえた訓練コースの設定、実施地域、募集時期、実施時期、定員等の調整

**【国が実施する取組】**

求職者に対する訓練受講あっせん

- ・ 公的職業訓練の周知・情報提供
- ・ 若者・女性・ひとり親等の訓練受講を必要とする者の的確な訓練への誘導

**(2) 公共職業訓練（委託訓練）の実施**

佐賀を支える産業の人材確保を図るため、雇用が見込まれる分野や県内企業の人材ニーズに即した職業訓練を実施する。

**【県が実施する取組】**

- ア 産業技術学院における県内産業の人材確保に資する幅広い分野でコースを設定した委託訓練の実施
- イ 委託訓練のコースに、非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す「長期高度人材育成コース」を設定

(3) 県内企業のニーズに応じた在職者訓練の実施

県内企業の在職者の一層の技能向上や生産性向上の取組を支援するため、新たな知識や技能を習得する職業訓練を実施する。

**【県が実施する取組】**

産業技術学院において、製造業従事者を対象とし訓練内容等をあらかじめ設定した「レディメイド訓練」や、業種を問わず企業の個別ニーズに応じ訓練内容等を設定する「オーダーメイド訓練」による在職者訓練の実施

**【国が実施する取組】**

佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）の在職者訓練、ポリテクセンター内生産性向上人材育成支援センターにおけるものづくり分野を中心とした企業の人材育成ニーズに対応し、必要な知識やスキルを習得するための生産性向上支援訓練の実施

(4) 求職者支援訓練の実施

主に雇用保険を受給できない方を対象に、就職に必要な技能及び知識を習得するための職業訓練を実施する。

**【国が実施する取組】**

- ア 多くの職種に共通する基本能力を習得するための「基礎コース」及び特定の職務に必要な実践的能力を習得するための「実践コース」による求職者支援訓練の実施
- イ 就職氷河期世代の者のうち不安定な就労についている者や無業状態のものなど、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努める

(5) 訓練受講生等に対する支援の実施

訓練実施機関と連携した就職支援を実施し、習得した知識・技能を活かした再就職の促進を図る。

**【県が実施する取組】**

県立産業技術学院の就職支援

**【国が実施する取組】**

ア 訓練実施機関と連携した就職支援及び訓練修了（予定）者の就職状況等に関する情報の共有

イ 求職者担当制によるきめ細やかな就職支援の実施

《指 標》

施設内訓練の修了後3ヶ月の就職率 80%以上

委託訓練修了後3ヶ月後の就職率 75%以上

求職者支援訓練基礎コースの修了後3ヶ月の雇用保険適用就職率

58%以上

求職者支援訓練実践コースの修了後3ヶ月の雇用保険適用就職率

63%以上

#### (6) ジョブ・カードの普及促進

「生涯を通じたキャリア・プランニング」及び「職業能力証明」のツールとして見直されたジョブ・カードについて、関係機関と連携し、活用・普及に向けた取組を実施する。

##### 【県が実施する取組】

委託訓練における受講者へのキャリア・コンサルティングでのジョブ・カードの活用

##### 【国が実施する取組】

ア 佐賀県地域ジョブ・カード運営本部（労使、教育訓練機関、地方自治体等で構成）の開催

- ・ 関係機関における役割分担、連携体制等の検討を行い、ジョブ・カード制度の「地域推進計画」を策定

イ 訓練受講希望者及び訓練受講中の者に対するジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの実施

#### 4 福祉等の分野をはじめとした人材不足分野の人材確保・育成

社会構造の変化や雇用情勢の改善に伴い、福祉等の分野では人材不足が深刻化している状況にあることから、それらサービスを担う質の高い人材の安定的な確保に向け、関係機関や業界団体とも連携した各種支援を実施する。

##### (1) 人手不足となっている福祉等分野での雇用管理改善、正社員雇用の拡大

福祉等分野において、業界全体で「魅力ある職場づくり」への意識の底上げを図るとともに、高い意欲と能力を持つ労働者が安心して働くことのできる労働環境のため雇用管理改善を推進し、将来を担う若年労働者等を含む人材の確保を図る。

**【連携して実施する取組】**

ア 福祉人材合同就職面接会の開催（年2回の開催を予定）

**【国が実施する取組】**

各種の雇用管理制度の有効性やノウハウ等の把握、事業主に対する雇用管理制度の導入支援等を行う雇用管理改善推進事業の実施

(2) 福祉分野の人材確保及び就職支援

福祉の職場に対する理解を深め、就労を促進するため、福祉の仕事、資格、職種等の情報提供を行うとともに、福祉事業所の人事担当者と直接、個別相談を行う機会を設ける。

**【連携して実施する取組】**

ア 福祉人材合同就職面接会の開催（年2回の開催を予定）（再掲）

イ 職業訓練（委託訓練、求職者支援訓練）を通じた福祉人材の育成

**【国が実施する取組】**

ア 人材確保対策コーナー等における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん

(3) 介護分野の人材確保及び就職支援

全国的に介護人材不足が深刻化する中、介護人材の確保は喫緊の課題であるため、介護人材の「参入促進」「労働環境・処遇の改善」「資質の向上」に資する取組を実施する。

**【連携して実施する取組】**

ア 福祉人材センター・ハローワーク連携事業の推進

- ・福祉人材センター・ハローワーク連携事業連絡調整会議の開催
- ・福祉人材・研修センターによるハローワークへの出張相談

イ 介護労働懇談会（公益財団法人介護労働安定センター主催）への積極的参加

ウ 福祉人材合同就職面接会の開催（年2回の開催を予定）（再掲）

エ 職業訓練（委託訓練、求職者支援訓練）を通じた人材の育成（再掲）

**【県が実施する取組】**

ア 多様な人材の参入を促進するため、介護の魅力を発信する取組や介護未経験者の参入を促進する取組等を実施

イ 介護従事者が安心して働き続けられる職場づくりを推進するため、県内介護事業所へ介護従事者の負担軽減につながる先進機器の導入を促進する取組等を実施

ウ 介護従事者の処遇改善のための取組を実施

エ 介護従事者の資質向上のための研修を実施

《指 標》 介護人材が不足と感じている事業所の割合：毎年度減少

**【国が実施する取組】**

- ア 人材確保対策コーナー等における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん（再掲）
- イ 各種の雇用管理制度の有効性やノウハウ等の把握、事業主に対する雇用管理制度の導入支援等を行う雇用管理改善推進事業の実施（再掲）
- ウ 人材確保等支援助成金を活用した企業の雇用管理改善の取組に対する支援

(4) 医療・介護分野を支える看護職員の確保及び就職支援

医療・介護分野を支える看護職員の確保を図るため、看護の魅力を発信する事業や、ナースセンター事業、復職支援事業等の取組を行う。

**【連携して実施する取組】**

- ア ナースセンター・ハローワーク連携事業の推進
  - ・ナースセンターによるナースバンク事業の推進
  - ・ハローワークとの連携による出張相談（県内6か所）
  - ・ナースセンター・ハローワーク連携事業連絡調整会議の開催
- イ 福祉人材合同就職面接会の開催（年2回の開催を予定）（再掲）

**【県が実施する取組】**

- ア 看護ふれあいフェスタの実施による学生等に対する看護の魅力等の発信
- イ ナースセンター事業による看護職員確保
  - ・ナースセンターによる看護職員の求人・求職者のマッチングや相談対応
  - ・ナースセンターによる再就業支援研修の実施
  - ・新人看護職員研修支援や院内保育所運営費支援等による離職防止

**【国が実施する取組】**

- ア 人材確保対策コーナー等における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん（再掲）
- イ ナースセンターが行う再就業支援研修の周知
- ウ 看護師等免許保持者の届出制度の周知
- エ 人材確保等支援助成金を活用した企業の雇用管理改善の取り組みに対する支援（再掲）

(5) 保育分野の人材確保及び潜在保育士の再就職支援

保育士の専門性の向上と質の高い人材を安定的に確保するため、保育所に関する募集採用状況、求職者のニーズの把握及び保育所と求職者のマッチングを行う。

**【連携して実施する取組】**

- ア 保育士マッチングプロジェクトの推進
- イ ハローワーク出張相談

- ・ 佐賀県保育士・保育所支援センターのコーディネーターが、ハローワークに出張し、保育所等に就職を希望する求職者の相談に応じる  
(ハローワーク佐賀：毎月第3木曜)

ウ 福祉人材合同就職面接会の開催（年2回の開催を予定）（再掲）

**【県が実施する取組】**

- ア 保育士・保育所支援センターによる保育士確保に向けた支援
- イ 修学支援・再就職支援の貸付
- ウ 保育士養成校訪問を行い、学生に対して県内保育所等の就職情報を提供
- エ 再就職支援研修の実施
- オ 保育体験・保育見学会の実施
- カ 保育士トライアル雇用の実施
- キ 市町と連携した就職相談会の実施

**【国が実施する取組】**

- ア 人材確保対策コーナー等における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん（再掲）
- イ 保育士ミニ面接会等の開催
- ウ 人材確保等支援助成金を活用した企業の雇用管理改善の取り組みに対する支援（再掲）

(6) 建設・警備・運輸業の人材確保及び就職支援

人材不足問題が顕在化するとともに、雇用吸収力の高い建設・警備・運輸業の人材確保を図るため、業界団体等とも連携した各種取組を実施する。

**【県が実施する取組】**

ア 建設業

建設業団体と連携し県内建設業の魅力や情報を発信

- ・ 工業系高校生と建設業若手就業者との意見交換会
- ・ 工業系高校生を対象にした県内建設業者の事業内容や特色を伝える企業PR
- ・ 小中学生を対象にした体験学習などの建設業魅力発信

イ 運輸業

バス・タクシー協会が主催するバス運転体験・会社説明会の開催に係る補助金の交付

(説明会概要：各バス事業者による会社説明会、現役運転手との意見交換会、バス運転体験)

**【国が実施する取組】**

- ア 人材確保対策コーナー等における専門的な人材確保支援及び求職者担当制によるきめ細やかな職業相談・職業紹介、職業訓練のあっせん（再掲）

- イ 業界団体との連携による求人者向け・求職者向けセミナー、就職面接会等の実施
- ウ 人材確保対策推進協議会（建設・警備分野）（運輸分野）の開催
- エ 人材確保等支援助成金を活用した企業の雇用管理改善の取組に対する支援（再掲）

## 5 外国人材の就労環境の整備促進

在留資格「特定技能」により受け入れる外国人材をはじめ、増加する外国人労働者の受け入れ拡大が想定されることから、安心して就労できるよう雇用環境改善の働きかけを行う。

### (1) 新たな外国人材受入れ制度の周知促進

県、労働局が連携・協力し、特定技能外国人の適正な受入れのための周知・啓発等を図る。

#### 【連携して実施する取組】

県、労働局が連携・協力し、特定技能外国人の適正な受入れのための周知・啓発等を図る。

#### 【県が実施する取組】

- ア 「佐賀県のしごと相談室」における企業からの相談対応
- イ 外国人労働者採用に関する企業向けセミナーの開催

### (2) 就労しやすい環境づくり

外国人労働者が安心して就労できるよう、適性な労働条件と雇用管理等の確保を図る。

#### 【県が実施する取組】

- ア 国・監理機構・各団体（弁護士会等）や経済団体が一堂に会し連絡会議を開催。
- イ 相談体制づくりとして、佐賀県国際交流協会に委託している外国人生活相談と各機関が行っている各種相談の連携強化を図り、総合的な窓口としての機能を高める。

#### 【国が実施する取組】

##### ア 適正な雇用管理に関する指導

ハローワークに就職支援コーディネーターを配置し、県、関係機関等との連携を図り、特定技能外国人がその有する能力を有効に発揮できる環境を確保するため、事業所への雇用管理に関する指導、助言等を実施する。

##### イ 労働環境の改善、社会保険加入の促進

適正な労働条件と雇用管理等の確保を図るためには、事業主が労働関係等を遵守徹底することが重要であるため、県及びその他の関係機関との連携による周知・啓発を図る。

#### ウ 多文化に対応した職場環境の整備

多文化共生社会の実現に向け、県、関係機関等と連携を行い、事業主と外国人双方への労働関係法令等の周知及び適正運用に向けた支援・指導を実施する。

### 6 リカレント教育の支援

人生100年時代を見据え、誰もが、いくつになっても、ライフスタイルに応じたキャリア選択を行い、新たなステージで求められる能力・スキルを身に付けることができる環境を整備し、一人ひとりの職業能力の開発・向上を支援する。

#### (1) 子育て女性等のリカレント教育の支援

子育てにより離職した女性等の主体的な学び直しを通じたキャリアアップ・就職支援を行う。併せて、企業による教育訓練の実施拡大を図る。

##### 【県が実施する取組】（再掲Ⅱの3(2)）

ア 産業技術学院における県内産業の人材確保に資する幅広い分野でコースを設定した委託訓練の実施（再掲）

イ 委託訓練のコースに、非正規雇用労働者等を対象とした国家資格の取得等を目指す「長期高度人材育成コース」を設定（再掲）

##### 【国が実施する取組】

ア 佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）における託児サービスの提供

イ ポリテクセンター佐賀における子育て中の方が利用しやすい短時間・短期間託児付訓練（ものづくりベーシック科）の実施

ウ 求職者支援訓練における託児サービス付認定訓練の推進

エ 「人材開発助成金」を活用した企業におけるリカレント教育の支援

### Ⅲ 働き方改革

#### 1 魅力ある職場づくりのための支援

県内企業における生産性の向上や良質人材の確保を支援し、すべての労働者が健康で将来に希望を持ち、安心して子どもを産み育てられるなど、生き生きと働くことができる労働環境の整備を推進する。

#### (1) 働き方改革による労働環境の整備

県内企業が働き方改革関連法の施行に円滑に対応し、生産性向上に加え労働環境

整備の一層の推進を図るため、法の内容等を広く周知するとともに、働き方改革に取り組む企業に対する支援を行う。

**【連携して実施する取組】**

- ア 働き方改革関連法の周知及び支援制度の利用促進
- イ 労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進のための情報提供
- ウ 雇用形態に関わらない公正な待遇の確保
- エ 改正労働施策総合推進法の周知及び総合的なハラスメント対策の推進
- オ 柔軟な働き方がしやすい環境整備等
- カ 企業の生産性向上、賃上げのための支援
- キ 仕事と育児や介護との両立支援対策の推進

**【県が実施する取組】**

- ア 子育て世代への就労体験の支援として、「働きたいけん（体験）事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる多様な働き方を自ら見出し、就労を通じた社会での活躍を促進
- イ 県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり（就労体験の実施、「Let's"ゆとり"！キャンペーン」の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業訪問）

《指標》 年次有給休暇の取得率：64.9%

- ウ 企業への専門家派遣による「パパママ"ファイティン"サポート事業」において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成や見直し、「くるみん」制度の周知、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案

《指標》 法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数：80事業所

- エ 九州・山口各県と共同して、県域を越えて働きやすい職場風土の意識情勢を図る啓発活動

《指標》 民間事業所におけるWLBの認知度70%以上

**【国が実施する取組】**

- ア 働き方改革に関する支援機関である「佐賀働き方改革推進支援センター」（委託事業）の利用促進
- イ 連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン」）について、重点的な周知・広報
- ウ くるみん、プラチナくるみん取得促進
- エ 「キャリアアップ助成金」、「人材開発支援助成金」、「両立支援等助成金」、「業務改善助成金」等を活用した生産性向上の取組促進

オ 佐賀職業能力開発促進センター（ポリテクセンター佐賀）の生産性向上人材育成支援センターにおける生産性向上支援訓練の実施

## (2) ワーク・ライフ・バランスの推進

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）がとれる労働環境の実現を目指して、労働時間の短縮や育児・介護休業の取得促進等の啓発活動などを行う。

### 【連携して実施する取組】

- ア 労働時間の短縮、年次有給休暇の取得促進のための情報提供
- イ 仕事と育児や介護との両立支援対策の推進
- ウ 各種助成金の利用促進

### 【県が実施する取組】（再掲Ⅲの1（1））

- ア 子育て世代への就労体験の支援として、「働きたいけん（体験）事業」を実施し、ワーク・ライフ・バランスが実現できる多様な働き方を自ら見出し、就労を通じた社会での活躍を促進
- イ 県内企業等に対する労働時間短縮の呼びかけ、働きやすい職場環境づくり（就労体験の実施、「Let's"ゆとり"！キャンペーン」の推進、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた企業訪問）

《指標》 年次有給休暇の取得率：64.9%

- ウ 企業への専門家派遣による「パパママ“ファイティン”サポート事業」において、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の作成や見直し、「くるみん」制度の周知、法定以上の仕事と育児の両立支援制度の導入等に関する助言・提案

《指標》 法定以上の仕事と育児の両立支援制度導入事業所数：80事業所

- エ 九州・山口各県と共同して、県域を越えて働きやすい職場風土の意識情勢を図る啓発活動

《指標》 民間事業所におけるWLBの認知度70%以上

### 【国が実施する取組】

- ア 連続した休暇を取得しやすい夏季、年末年始及びゴールデンウィークのほか、10月を「年次有給休暇取得促進期間」として、年次有給休暇取得による連休の実現（「プラスワン」）について、重点的な周知・広報
- イ くるみん取得促進
- ウ 県の「パパママ“ファイティン”サポート事業」における行動計画策定やくるみん取得促進の周知に必要な情報を提供

## 2 女性の活躍推進

県と労働局が連携し、働く女性の活躍推進については、県及び労働局において連携

を図ってきたところである。

令和2年度においても、次のとおり女性活躍推進法の周知・広報の徹底を図るとともに、県内企業における女性活躍推進のための積極的な取組を推進する。

#### (1) 女性の活躍のための環境づくりの推進

女性の活躍のための環境づくりを推進するため、女性活躍推進法の周知広報や、経営者層を中心とした意識啓発講演会等の啓発活動を行う。

##### 【連携して実施する取組】

- ア 改正女性活躍促進等の周知
- イ 一般事業主行動計画の策定・届出、認定に向けた取組の推進
- ウ 労働局と県とのホームページリンクによる支援制度等の情報提供
- エ 先進事例の把握及び周知・広報
- オ 各種セミナー等の共済等
- カ 「女性の活躍推進佐賀県会議」における女性の活躍のための環境づくりの推進に向けた取組の連携

##### 【県が実施する取組】

- ア 「女性の活躍推進佐賀県会議」等と連携したセミナー等の実施
- イ 「女性活躍推進環境整備補助事業」による女性が働きやすい職場環境の整備促進

##### 【国が実施する取組】

- ア 「中小企業のための女性活躍推進事業」による各種支援策の活用促進
- イ スマートフォン版「女性の活躍推進企業データベース」の運用開始について就活生をはじめとした求職者への周知

## IV 推進体制その他

### 1 人事交流及び職員研修

職業紹介をはじめ、地域の雇用対策に携わる県内自治体職員等の資質向上を図るため、県が主催する研修の実施に労働局が協力するほか、県と労働局の間で相互の人事交流を推進する。

### 2 雇用情勢や地域の雇用対策に必要な情報等の情報提供・共有

地域における雇用対策の企画立案や施策周知に必要な情報等について、要望に応じて、提供可能な範囲内で求人一覧表等のデータ提供・共有を行う。

##### 【県が実施する取組】

市町で実施する雇用対策事業に関する市町連絡会議（仮）の開催

### 3 事業実施に係る周知・広報の相互協力

各施策や事業実施にあたり、より効果的な周知・広報が図れるよう、双方が持つ広報手段を活用するなど相互協力を行う。